

予防接種健康被害申請費用助成金交付制度の申請手順

この助成金交付制度は、予防接種健康被害救済制度(以降「国救済制度」という。)の認定結果に関わらず申請できます。申請期限は、健康被害の救済申請を行った日から起算して5年以内です。手続きは、下記のAまたはBのいずれかの方法に従い、実施してください。

- ◆ 助成対象者(振込先口座名)は、被接種者本人(本人死亡の場合は法定相続人)、又はその保護者となります。
- ◆ 申請者(申請行為を行う人)は、被接種者本人以外にも同居家族、法定代理人等が担うこともできます。本人申請が困難な場合は担当までご相談ください。

A. 来庁して申請する場合

① 美濃加茂市健康課総務係に電話(☎0574-66-1360)し、上記の助成金の申請手続きをしたい旨を伝え、担当者との面談日時の予約をする。

② ①の予約時間に美濃加茂市保健センターへ行く。

【持ち物】

- ☐ 申請者の有効期限内の公的な顔写真つき身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ☐ 印鑑(認印 ※訂正印として使用場合があります)
- ☐ 助成対象者名義の通帳(健康課でコピーします)
- ☐ 国救済制度に係る書類等の発行に要した金額が分かる「領収書」と「診療明細書」全て(原本)※1

【場 所】

美濃加茂市健康のまち一丁目2番地
みのかも健康プラザ内 美濃加茂市保健センター

③ 担当者と面談のもと、申請書(健康課に準備してあります)の必要事項を記載する。

④ 身分証明書を担当者に渡しコピーしてもらう。

⑤ 持参した領収書と診療明細書全て(原本)を担当者に渡す。※2

—

⑥ 健康課の担当者が書類審査を実施。

- ◆ 納税状況の確認等で約1カ月を要します。
- ◆ 確認が必要な事項がある場合は、電話等にてお問い合わせする場合があります。
- ◆ 未払いの税金(市県民税等の全7種類、分納中を含む)があった場合は、助成できません。

⑦ 審査終了後、「補助金等交付・不交付決定通知書」を申請者宛に郵送。
交付を決定された場合は振込予定日を通知の下欄に記載します。

⑧ ⑦の通知を受け取り後、振込予定日に正しく振り込みがされているかをご確認ください。

B. 郵送で申請する場合

① 美濃加茂市健康課総務係に電話(☎0574-66-1360)し、上記の助成金の申請手続きをしたい旨を伝える。

② 次の(ア)(イ)のいずれかの方法で「美濃加茂市予防接種健康被害申請費用助成金申請書兼請求書」の様式を入手する。

(ア) WEB上で下記アドレスからダウンロードして印刷する。

<https://www.city.minokamo.lg.jp/soshiki/6/14765.html>



左記の二次元コードからもアクセスできます

(イ) 上記①の電話の際に「申請書兼請求書」の様式の郵送を依頼する。*到着に10日程は必要

③ 郵送で到着した様式の必要事項を記載する。

④ 封筒を準備し、中に次の4点を同封する

- ☐ 上記③で記載済の様式
- ☐ 国救済制度に係る書類等の発行に要した金額が分かる「領収書」と「診療明細書」全て(原本)※1及び2
- ☐ 申請者の有効期限内の公的な顔写真つき身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)の写し
- ☐ 助成対象者名義の通帳のコピー(表紙を開いた次の銀行名、支店名、口座科目、口座番号がわかるページ)

⑤ 郵便局窓口から「簡易書留」で郵送する。※3

※1 複数回に分けての申請はできません。必要な領収書等が残っていないかを確認し、必ず領収書と診療明細書を全て揃えて申請してください。

※2 領収書と診療明細書の原本は担当者が確認後、「申請済」である旨の印鑑を押し、コピーをとった後、上記⑦の通知書を送付する際に同封して返却します。コピーの返却はできません。

※3 郵便料金の助成はありません。

令和7年2月4日 第2版作成